

2020年（令和2年）第6回始良市教育委員会定例会

令和2年6月10日（水）

開会 10時00分

閉会 11時00分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長
原口社会教育課長兼図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
報告第6号	令和2年度始良市一般会計補正予算（第3号）（教育費）に関する件	承認
報告第7号	始良市公民館運営審議会委員の変更に関する件	承認
議案第25号	始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示の件	可決
議案第26号	始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件	可決
議案第27号	始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件	可決
議案第28号	始良市スターランドAIRA運営協議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第29号	始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件	可決
議案第30号	始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第31号	始良市誌史料集刊行委員会委員及び顧問の委嘱に関する件	可決

議案第32号	蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件	可決
議案第33号	始良市学校設置条例の一部を改正する条例に関する件	可決
議案第34号	令和2年度始良市一般会計補正予算（第4号）（教育費）に関する件	可決

4 議事録

事務局 （教育総務課長） それでは、ただいまから令和2年第6回始良市教育委員会定例会を開催いたします。これ以降の議事進行は、小倉教育長にお願いいたします。

教育長 それでは会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することとします。日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回会議の議事録の承認・署名はお済みでしょうか。

全員 はい

教育長 では、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。

委員 はい。おはようございます。コロナウイルスにより学校が休業しましたけれども、再開して今1ヶ月程たって子ども達もどうかなあというふうに心配しておりましたが、元気に登校している様子などが見られて、ちょっと嬉しく思っているところです。学校が始まって、子ども達はとても落ち着いていたので、ちょっと安心したところでした。学校でもコロナウイルスの対策として、手洗いとかマスク着用などもしっかりとされていて、安心するところでした。またこれからは、夏本番となり、熱中症対策などもあると思いますけれども、また今後も学校訪問等でいろいろとお聞きしたいと思っております。また子ども達の様子も楽しみにしているところです。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長

はい。ほかにございますか。

なければ私の方から。今、委員からもありましたが、ちょうど4月23日から5月6日まで、連休明けまで休業措置、学校を臨時休業として、7日から学校を再開いたしまして、約1か月が過ぎたわけです。教育委員の皆様方も学校を訪問されて、子ども達の実態をご覧になって、私が心配した程もなく、子ども達は落ち着いて、日々授業に取り組んでいたのではないかなと思います。また学校でも、いろいろ実態調査をしまして、落ち着きのない子どもが増えているとか、あるいは不登校があったり、友達同士トラブルがあったり、投げやりな態度があったり、やっぱり散見されるようですけども、学校の中では、それに対して教育相談をしたり、様々なコロナ感染症に対して取り組んでいるようでございます。教職員も、この休業期間中にむやみに休む人がいたのではないかというふうに思ったのですが、いなかったです。あとは勉強が手につかない子ども達は学校の方で補習したり、あるいは定期的に電話をしたり、家庭訪問をしたりという取り組みをしていたようです。また、夏季休業期間の取り組みについては、すべての議案が終わった後で事務連絡のところでお話ししたいと思います。

それでは、議事の方に移ります。日程第3報告第6号「令和2年度始良市一般会計補正予算第3号（教育費）に関する件」を議題とします。まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局

（保健体育課長）はい。それでは、報告第6号「令和2年度始良市一般会計補正予算第3号（教育費）に関する件」について、ご説明申し上げます。今回計上しました予算につきましても、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関するものでございます。去る5月15日に開催されました市議会の第2回臨時議会で可決されたものでございます。まず学校保健費についてご説明します。学校保健一般管理費11万円につきましては、国の第1次補正予算におきまして、臨時休業からの学校再開等の支援するために制定されました「学校における感染症対策事業」を活用し、マスク2,000枚を購入するための消耗品予算を計上したところです。現在、生徒のマスク着用も定着しつつありますけれども、今後計画されております各種学校健診におきましては、医師の先生方と接触を伴うことからマスクの着用が必須になるということで、予備として個別に購入するものでございます。なお、財源につきましては、補助率5割の国庫補助金、学校保健特別対策事業金費補助金に5万5千円を計上しております。次に学校給食費です。学校給食一般管理費につきましては、3月の臨時休業期間中の学校給食の停止による関係事業者への緊急対応策として制定されました「学校臨時休業対策費補助金」を活用しました。なお、金額の算出にあたりましては、今回の事業実

施にあたり文科省から補助事業者として指定を受けた学校給食会との協議に基づくものでございます。総額 281 万 6 千円のうち、衛生管理改善事業補助金の 8 万 8 千円は、本年 4 月から学校再開に向けて学校給食調理業者が衛生設備や消耗品などを購入するために必要な経費として、3 月の給食停止によって影響を受けた調理や加工を行う事業者から申請があった、マスクの購入のための補助金であります。この財源につきましては、補助率 2 / 3 の国庫補助金を充てるものでございます。次に賠償金 272 万 8 千円につきましては、同じく休業期間中に食材の納入やパンの加工業務などの発注を予定していた業者への支払いのための予算になります。内容としましては、納入を予定していた食材をほかに販路等が無く、止むを得ず廃棄した事業者や本来であれば、加工賃として労務の対価を得ることができたパン加工業者、その他に牛乳の納入業者などから申請があったものでございます。これらに必要な財源につきましては、補助率 3 / 4 の国庫補助金を充てるもので、歳入は、学校臨時休業対策補助金 230 万 6 千円を計上したものでございます。以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの事務局からの説明について、何かご質疑ございますでしょうか。子ども達には、マスクを着けてくるように言っておりますが、中には着けてこなかった子どもに与えて、翌日持ってこさせています。検温も出来ているようであります。学校には非接触型の体温計を買いまして、それを使って検温もしています。

ご質疑なければ、お諮りします。報告第 6 号「令和 2 年度始良市一般会計補正予算第 3 号（教育費）に関する件」は、事務局からの報告のとおり了承することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって報告第 6 号については、承認されました。次に日程第 4 報告第 7 号「始良市公民館運営審議会委員の変更に関する件」を議題とします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

（社会教育課長）はい。報告第 7 号「始良市公民館運営審議会委員の変更に関する件」について、ご説明申し上げます。本来であれば、教育委員会の承認を受けてからの委嘱であるべきところですが、コロナウイルス感染予防対策に関連し、審議会日程が変更になり、昨日審議会は開催しておりますので、本日の報告とさせていただきます。委員の方については、小・中学校長代表、社会教育関係団体、生涯学習講座の講師の方などをお願いしております。さ

らに今回は、地域での生涯、学習の現状や課題を把握し、今後地域との連携をさらに図り、生涯学習を推進していくために校区コミュニティ協議会の代表の方も委員としてお願いしているところです。以上、報告といたします。

教育長

はい。これについて何かご質疑ございませんでしょうか

この名称は、公民館運営審議会になっておりますが、館の運営というよりは、生涯学習の在り方などに対する協議が主になってきているわけですね。この生涯学習も、今年は例年に比べてですね2割ほど申し込みが少ないです。というのは、ご年配の皆様がだいたい受講されるものですから、やっぱりそこに疑念があるというか参加することに。そういうことで少なかったということはありません。他に何か質問等ございませんでしょうか

委員

はい。公民館運営審議会の件ですけど、この後ちょっと関係あるものですかからお聞きいたします。本日は、この後も議案がずっとありまして、いろいろな運営委員の委嘱とかありますが、名簿の様式の最後のところに備考とありますね。備考のところに、例えば新任者が入ったから新任者ですよと書いてあるところもあれば、全く何も書いてないところもあるのですが、全く書いてないところは、新任者はいないということでもいいのか、それとも新任者はあったけど、ある課は書いて、ある課は書いていないのか、ちょっとわかりづらいです。ちょっとそこを教えていただいたら、また話し合いをしていただきたいと思います。

事務局

(教育総務課長) 資料を作る中で、私どもの方で新任の方があれば、新ということを書くということでした。あつたのですけれども、今回抜けている部分があるようでした。資料として分かりにくい部分があったということで申し訳ございませんでした。

委員

ということは、新任の方がいる場合は、新と書いてあるということですね。そこは、また、今後教育委員会として統一をしていただければと思います。お願いします。以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。このあと各課で対応してください。

事務局

(教育総務課長) 新任者については、また個別にもう一度説明の中で伝えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長

公民館運営審議会では、新人の方はいますか。

事務局 (社会教育課長) 新しくなられたのは、1 番目の二宮先生が異動により代わっていらっしゃいます。3 番目の大宮路さんが P T A 代表として交代になっております。そして 8 番目が先程申しました校区コミュニティの方を今回新たにメンバーとしてお願いをしているところです。それから 9 番目の生涯学習講座の講師の方の中から緒方先生に今回はじめて委員としてお願いしているところです。

委員 ちょっとよろしいですか。この任期のことですけれども、後からの議案の分は、明日以降からの日にちがあったり、空欄であったり、給食センターは、6 月 1 日になっていますが、昨日決められたことであって、任期としては遡って 4 月 1 日からということになりますか。

事務局 (社会教育課長) それぞれの取り扱いというか、そこもそれぞれ違っているところがあります。事業を行っていく中で途中でであった方がいい場合と 2 年という括りの中で条例・規定で謳ってある場合と、その年度末までと謳ってある場合と根拠となる規定で違っていますので、そういうふうになっています。

委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

教育長 条例で社会教育委員とか、公民館運営審議会とか定まっています。だいたい会計年度で 4 月から 3 月までとなっています。規則等であるものは、結構まちまちということになっています。
ただいまの報告第 7 号は、事務局からの報告のとおり、了承することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 はい。よって報告第 7 号については、承認されました。
次に日程第 5 議案第 25 号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示の件」を議題とします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長) はい。議案第 25 号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示の件」について、ご説明申し上げます。先程報告第 6 号でご説明申し上げましたが、補正予算の中で給食事業者へのマスク購入のための補助金 8 万 8 千円について述べましたけれども、今回の改正の目的は、この補助金の予算を執行するために必要な改正ということでございます。この予算を支出するにあたりましては、「始良市教育部関係補助金交付要綱」

に補助事業等の名称を明記することが必要となるために、今回活用する補助事業名である「学校臨時休業対策費補助」を新たに加えるものです。なお、補助金の額の欄の記載が省略して空いていますけれども、この部分は、「予算の範囲内で市長が決定する。」というふうにされております。以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

教育長 ただいま、事務局からの説明がありましたけれども、それでは皆さんからのご質疑ございませんでしょうか。補助金を交付するための交付要綱の改正ということですね。

では、お諮りします。第 25 号「始良市教育部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示の件」については、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい

教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号については可決されました。次に日程第 6 議案第 26 号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」について、事務局のご説明お願いいたします。

事務局 （保健体育課長）はい。議案第 26 号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」について、ご説明申し上げます。まず本市には、加治木学校給食センター、蒲生学校給食センター、そして小学校給食室別棟の三つのセンター、いわゆる共同調理場があり、それぞれに運営委員会を置いておきまして、その委員を委嘱するものであります。運営委員の選任基準につきましては、始良市学校給食センター運営委員会条例の第 3 条に定められた区分によって 18 人以内、また委員の任期は、第 4 条によって 2 年間とされております。それでは、加治木給食センター、そして蒲生給食センターのそれぞれの学校給食センターにおきまして、これまでの 2 年間の任期が 5 月末で満了となるために、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月末までの 2 年間の委員を委嘱・任命するものでございます。ということで、表の備考欄には、あえて新ということは記載しておりません。今回から皆さんが新たになるということでございます。これまで通り、各センターから給食を配送している学校と幼稚園の校長・園長、そして P T A 代表者並びに市長部局と教育部の職員及び始良保健所から各 1 名を選任するものでございます。なお、運営委員の職務につきましては条例第 2 条によりまして、給食費に関する事、給食物資の購入に関する事、そのほか給食の推進及び向上対策に関する事などとなっておりますが、委員会は、学期ごとに 1 回の年 3 回開催することとなっております。次に小学校給食室別棟についてでございます。こちらの運営

委員につきましては、昨年の6月1日から令和3年5月31日までの任期中でございますが、人事異動等に伴います交代の方に新と記載しております。3名の小学校長と2名の幼稚園保護者会長の方々に、前任者の残任期間の委員を委嘱するものでございます。そういった意味でこれらの5名の方については、新と記載しております。以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 ただいまの事務局からの説明がございましたけれども、それでは、皆さんからのご質疑ございませんでしょうか。
加治木給食センター、蒲生給食センターは、新たに委嘱するということ、小学校給食室別棟はまだ任期途中ですが、人事異動などによる交代があり、新と記載してあるということですね。
ご質疑ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 なければお諮りします。議案第26号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第26号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」については、可決されました。
次に日程第7議案第27号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」について、事務局のご説明お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第27号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」について、ご説明申し上げます。子育て手帳編纂委員の委嘱に関しましては、先月の定例教育委員会において承認いただいたところですが、今回改訂する子育て手帳では、新たに高校生期における内容を追加、充実させることから、加治木高校の教頭先生を委員としてお願いしたいと考えております。本来であれば、当初の段階で委員として選考とすべきところでしたが、改訂作業計画を具体的に進める中で、高校生期は社会との距離が一番近くなる時期であり、やはりその時期の子どもたちの現状や心理的状況を教示いただける立場の方をお願いしたいと考え、今回追加するものであります。よろしくお願いいたします。

教育長 子育て手帳をどんなふうにご改訂するのか、おおまかにちょっと説明をしてく

ださい。

事務局

(社会教育課長) はい、前回の委嘱の時に少しご説明させていただいたのですが、10名の委員の方をお願いいたしました。その中で全体を統括していただく鮫島先生、以前の学校教育課長であられた方です。今、国際大学准教授であります、その方に全体の統括をしていただきます。そして保健師の資格をお持ちであり、市の行政職として勤めていらっしゃる鮫島さんという女性の方なのですが、その方には乳児期・幼児期というところを担当していただきます。それから小学校期・中学校期・高校期と続くのですが、小学校期においては、柁城小の鶴校長先生と蒲生小の柚木園校長先生。そして中学校期は、蒲生中の山崎校長先生、そして今お話ししました、高校生期においては加治木高校の宮原先生、柗原さんは、市の家庭教育サポーターで子育てサロン等において、保護者の方たちの悩み、相談等を受ける、そういう場面に非常に情報等をお持ちですので、これからもご意見をいただきたいと思っております。そして、子育て手帳の活用というところでは、学校教育課との連携というのは欠かせないものと思っておりますので、学校教育課長の前田課長、そして新たな分野として、特別な支援を必要な子ども達への子育てのアドバイス、そういったものを取り組むため学校教育課の指導主事である福元先生にも委員としてお願いをしたいと考えております。委員会は3回の開催を予定しており、来年の3月には出版し、子どもさんに手渡すことができるように作業を進めていきたいと考えております。明日が第1回目の編纂委員会となりますので、スケジュールどおり進めていけるように努力したいと思っております。以上です。

教育長

大きく変わるところは、これまで4冊に分かれていたものを、母子手帳みたいなかたちで1冊にまとめて、ずっと使えるものにするということ。それから、今までは3歳児からスタートしていましたが、0歳時からを対象としたことから、保健師の意見を取り入れていこうということ。子育て支援、子どもの発達段階ですね、個体差が大きいものですから。また、今までは中学生までだったのですが、高校期までになった。大きく変わったのはそういうことです。

なにかご質疑はございませんでしょうか

委員

はい。質問のようなものではないのですが、高校生までを含めるというのは、あまり聞いたことがないので、非常にこの始良市の取り組みというのは、注目をされる取り組みじゃないかなと思うことです。ひとつのことに留まらず、愛情を加えて、どんどんやっていくということは本当に良いことだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

教育長 平成 25 年度から取り組んできましたけれども、1 年がかりで作りましたが、市議会からも乳幼児期も含めてはどうかという意見もあったりして、わたしが担当課に指示したわけではなく、担当課から改訂に併せて見直してはどうかとあったわけです。期待していただければと思います。

はい。ほかにご質疑ございませんでしょうか

全員 はい。

教育長 ではお諮りします。議案第 27 号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」について、事務局から説明のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第 27 号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」については、可決されました。

次に日程第 8 議案第 28 号「始良市スターランド A I R A 運営協議会委員の委嘱に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第 28 号「始良市スターランド A I R A 運営協議会委員の委嘱に関する件」について、ご説明申し上げます。これまでの委員の任期が昨年度末で満了していることから、新たに本年度から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年の期間を委員としてお願いするものです。6 名の方のうち、北山小学校の鮫島校長先生が異動により交代になっておりますが、その他の委員の方はこれまでと同じ方をお願いし、スターランドの事業推進はもとより、周辺施設との連携による取り組みへのご意見やご助言をいただきたいと思い 6 名の方を選考しております。よろしくお願いいたします。

教育長 はい。ただいま事務局からの説明がございましたけれども、スターランド A I R A の運営協議会について、ご質疑ございませんでしょうか

委員 はい。スターランド A I R A の一般の方の利用状況っていうのは、どんなものでしょうか。

事務局 (社会教育課長) スターランド A I R A は、夜、星空を見るのが一番の売りであります。天候に左右されるというところがあります。また、利用者数を増やすためにスターランドの職員が一丸となって取り組んでいるところです。入館者数につきましては、平成 30 年度の入館者数、全体の利用者

数になりますけれども、人数としましては4,530名程度の入館者数になっております。いろんな取り組み、例えば土曜日に工作のイベントをしたりして、年々微増ながら増えている現状です。

教育長 昼間オープンしてもなかなか入館者が少ない。館も密閉となってしまうところもあります。

委員 学校の子どもの利用というのは。

事務局 (社会教育課長) 社会科か理科での授業で、クラス単位で学習の機会に入れるというのはあると思います。

教育長 小学校3年ですかね、自分たちの住んでいる街の施設ということで利用している。これは、小学校の授業でやっている。始良市で、サイエンスリーダー養成講座というのがあるのですが、そのリーダーが40人ぐらいいるのですが、その人たちも利用している。保護者の送り向かいが必要となってきますが。そういったことから微増となっているかと思います。

委員 審議会と協議会の違いを教えてください。

事務局 (社会教育課長) 審議会というのは、ある意味、何か判断を仰ぐような場面がある会だと思っていただいているのかなと思います。協議会というのは、話し合いをもって、それぞれの意見を出し合って、その意見を事業に反映したものを私達の実施していくというような会になるかと思います。審議会は、どちらかというとならば上下という縛りの強い例規によって組織する場面が多いですので、話しあう内容が若干違ってくるとイメージしていただければいいのかなと思います。

教育長 はい。ほかにご質疑ございませんでしょうか
なければお諮りします。議案第28号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第28号「始良市スターランドAIRA運営協議会委員の委嘱に始関する件」については、可決されました。
次に日程第9議案第29号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第 29 号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」につきまして、ご説明いたします。これまでの委員の任期が 6 月 30 日で満了することになります。7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年の期間、委員としてお願いするものです。8 名の方をお願いをしたいと考えております。経歴等にありますように、それぞれのお立場から文化財に対し、専門性を持ったご意見や助言をいただける方として選考しております。全員、これまでと同じ方をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひします。

教育長 これ全部変わらない。

事務局 (社会教育課長) はい。変わりません

教育長 ただいま事務局からの説明があったとおりでございますが、文化財保護審議会委員は、特に始良市の文化財として指定することについて諮ったりします。ご質疑ございませんか

委員 はい。ボランティアガイドの方が入っていらっしゃるみたいなのですが、ボランティアガイドの方は、今何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。どういった活動か、わかればお願いします。

事務局 (社会教育課長) 現在の人数というのは、すいません把握出来ていないのですが、12・13 名の方達がいらっしゃいます。この歴史のボランティアガイドとなりますので、ボランティアガイドの養成講座を受けていただいて、市内の歴史・文化財について説明をすることができる、そういった学習をしていただいて、それをまた市民の方に還元するというような仕組みをつくっています。その方たちも、文化財を説明できるだけの勉強をされますので、そういった内容を、そしてまた現状をよくみていらっしゃいますので、この方たちから今の状況を私たちも教えていただいて、それを修復作業が必要だったり、清掃作業が必要であれば、それに対して私たちが事業をするというような連携を図っているところです。

委員 ボランティアガイドさんは、始良市に限ったことではないのですか。

事務局 (社会教育課長) 委員の方ですか。始良市の方々です。

教育長 7 番目の方と 8 番目の方は、定年後のボランティアの方でかなり専門性が高

い。文化財については、かなり詳しいです。観光案内をする単なるボランティアとは、少し違うと思います。

ご質疑ございませんでしょうか。なければお諮りします。議案第 29 号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」については、事務局からの説明のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第 29 号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」については、可決されました。

次に日程第 10 議案第 30 号「歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第 30 号「歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」について、ご説明いたします。始良市内には、2つの資料館がありますが、歴民館・郷土館両方の運営についてご意見をいただく会になります。今回は、6 番目 7 番目の方です。このお二人の方を今回は新しい委員としてお願いしたいと考えております。今までの流れだったのですが、今回交代となった方たちがお高齢であり、これまでの委員会の中でも出席できないという場面が多くございましたので、少し年齢的にも若返りを図るためにも、まず、くすの木自然館の専門研究委員でもある浜本さん、それからアートディレクターの岩神さんという方をお願いしたいと思っております。くすの木自然館については、皆さんご存じのとおり、重富海岸のところにあるのですが、アートディレクターの岩神さんについては、歴史民俗資料館で企画展のイベントを開催するときに、ディスプレイというか、そういったもののアドバイスをこれまでもいただいている方ですので、そのような立場から歴史民俗資料館にもご意見をいただきたくて、委員としてお願いしたいと考えております。以上です。

教育長 何かご質疑ございませんか。

先ほどご質疑ありました、これは運営協議会ですね。先ほどのもスターランド運営協議会。第 29 号は保護審議会。保護審議会というのは、大きな判断を、例えば文化財として指定してよいのかという大きな判断をするのが審議会。これは歴史民俗資料館・加治木郷土館の日々の運営についての協議だから、これは、協議会の方がランク的には少し下になります。

ご質疑ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 お諮りします。議案第 30 号「歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」については、事務局からの説明のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか

全員 はい。

教育長 はい。それでは異議なしと認めます。議案第 30 号「歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」については、可決されました。次に日程第 11 議案第 31 号「始良市誌史料集刊行委員会委員及び顧問の委嘱に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第 31 号「始良市誌史料集刊行委員会委員及び顧問の委嘱に関する件」につきまして、ご説明いたします。規定においては、委員と顧問で組織するとなっておりますので、今回 5 名の委員と 1 名の顧問の方をお願いしたいと考えております。昨年度末で、これまでの委員の任期が満了しておりますので、今年度から令和 4 年 3 月 31 日までを任期としてお願いしたいと考えております。史料集につきましては、全 10 巻の刊行を計画しており、令和元年度に第 8 巻を発刊しております。あと 2 巻の刊行編纂であることから、これまでと同じ方をお願いしたいと考えております。ただ、これまで顧問は、お二人いらっしゃったのですが、山本博文先生という東京の誌史編纂の教授の方がお亡くなりになられたことから、今回は五味先生お一人の方を顧問としてお願いしたいと考えております。以上です。

教育長 はい。ただいま事務局の説明がございましたが、ご質疑ございませんか。始良市誌史料集は、県内でもトップです。県の方からも、始良市ほどやなくていいけれども、こういった事業をやってくれという、そういう言い方を県教育長会でも言われています。非常に充実した内容となっています。本来なら事業が始まって、10 巻ですので、今年度で終わる予定でしたが、まだあと 2 巻残っている。1 冊 1 冊ご覧になりましたでしょうか。膨大な資料を集めている。今やっておかないといけない。しっかりと資料として残しておきたい。というのは、加治木・蒲生というのは圧倒的に資料が多いです。それを分類したり、整理したりといった誌史編纂していないといけない。そのために委員の方々は必要となってきます。実際、作業にあたっている方は、別の方ですけど。
ほかにご質疑ございませんか。
それでは質疑なしと認めます。

それではお諮りします。議案第 31 号「始良市誌史料集刊行委員会委員及び顧問の委嘱に関する件」については、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 31 号「始良市誌史料集刊行委員会委員及び顧問の委嘱に関する件」について、可決されました。
次に日程第 12 議案第 32 号「蒲生クス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」について議題とします。事務局のご説明をお願いいたします。

事務局 (社会教育課長) はい。議案第 32 号「蒲生クス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」につきまして、ご説明いたします。昨年度末で、これまでの委員の任期が満了したことから、今年度から令和 4 年 3 月 31 日までを任期として、5 名の委員の方をお願いしたいと考えております。蒲生のクスについては、再生事業を令和 4 年度まで計画しており、これまでのクスの樹勢の状況や保護増殖の工程などの経緯や今後の進め方について、十分な理解とそれぞれの専門的立場からのご意見やご助言をいただきたいことから、全員これまでと同じ方としております。以上です。

教育長 はい。それでは、事務局からのご説明がございましたが、なにかご質疑ございませんか。

委員 クスの保護事業ですが、委員の方ということではないのですが、これまでもずっとこの事業をやっておりますよね。これまでの事業で、クスの状態は回復してきたのでしょうか。うまくいっているのですか。

事務局 (社会教育課長) はい。最初のうちは、葉の量が少ないということで、樹勢の衰えがあるということで、この事業がスタートしております。昨年も樹勢の委託をしているのですが、その報告の中では、葉っぱの状態が増えているというふうに報告を受けておりますので、私たち素人には見た目には分かりにくく難しいところではあるのですが、少しずつではありますが、回復しているということで報告を受けているところです。

教育長 確かにですね、木の周り、いわゆるスノコみたいな歩くところを作っているのですが、あれが根を痛めている。あとですね、神社の上に駐車場があって、車が通ることから、根が広がっているので相当押さえつけている。樹勢が衰えている。それらを樹木医の診断をしている。樹勢は回復してきています。

ただ投じている金額が半端ではない。5,000 万ぐらいですかね。

事務局 (社会教育課長) そうですね、年間 1,200 万からですね。なので、7 年間かけますので 7,000 万位かかっています。

教育長 7,000 万ぐらいかかる。まだ 12・13 年前に 1 億位かけてやったことがあります。今また年間 1,000 万ぐらいかかる。樹勢が衰えていますので、やっていけないといけない。もう、3 年ぐらい前の台風でも、枝が折れたりしたことがあります。

委員 はい。あの委員の山之内宮司さんのところの経歴のところ、蒲生のクスの所有者ということで、所有者というとそのものを、財産というか、持っている方とってしまうのですが。これは、クスの財産としては、蒲生八幡神社のものになるのですか。管理者ではなくて。表現の仕方が少しひっかかったものですからお聞きしたいと思って。

事務局 (社会教育課長) わたしも管理のところでは、神社という宗教団体の所有になるので、その神社の敷地の中に立っているのも、やはり所有者としては蒲生八幡神社ということになります。それを国の天然記念物なので、始良市としては管理をするという立場で、予算をかけて再生事業を行っているという、そういう立場になりますので、八幡神社との理解とか協力がなくて進まないもので、そういった立場の関係になります。木の持ち主ということで個人的な木の持ち主とはならないとは思っていますが。

委員 神社という宮司さんであるから所有者という表現になるのですね。

教育長 神社経営をしても、これだけの金額を投じるとなると、生活できないですから。こういう国の天然記念物として。これは内情のことを言っていますが、始良市の持つ予算は、多くないです。国からの補助で行っています。そういう神社経営の中で、宗教法人の敷地の中にある国の天然記念物なので、市の方で国の補助を受けながらやっている。だから確かに木を持っているのは、この人かという、ちょっと考えるとですね。そのお社の中にある木として。ほかにございませんか。なければ異議なしと認めます。それではお諮りします。議案第 32 号「蒲生クス保護増殖検討員会委員の委嘱に関する件」については、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長

異議なしと認めます。よって第 32 号「蒲生クス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」は、可決されました。

つづきまして、日程第 13 議案第 33 号「始良市学校条例の一部を改正する条例に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局

(教育総務課長) はい。議案第 33 号「始良市学校条例の一部を改正する条例に関する件」について、ご説明いたします。本件は、始良市立新留小学校を廃校するため、所要の改正を行うものであります。始良市立学校設置条例から新留小学校を削除する改正となります。新留小学校につきましては、令和 2 年 3 月の定例教育委員会で、「休校の継続について」議決いただいておりますけれども、その際に説明しましたとおり、平成 19 年 4 月より児童の減少により、現在まで休校措置がとられております。そして令和 2 年 1 月 23 日に、新留地区の全世帯の総意ということで、始良市議会に対し、「新留小学校廃校に関する陳情書」が提出されました。その陳情書が 3 月 12 日に市議会で採択されております。教育委員会としましても、これらのことを考慮しまして、地域の要望でございます、新たな活力を生み出す活用を図り、地域活性化に資するという観点から、新留小学校を廃校にしたいということでございます。今後の廃校までの流れとしましては、本日議決をいただければ、6 月の市議会の方に上程いたしまして、議会においても議決をされれば、正式に条例の改正の制定となります。その後に鹿児島県教育庁に廃校の届出を行いまして、県の教育委員会に諮っていただきまして、議決をいただければ、9 月 1 日で廃校ということになります。そのうえで、教育財産から普通財産に所管換えを行っていきたいと考えています。これにつきまして、今月の 22 日に県教育庁学校施設課と協議をする予定となっております。今後の施設の活用でございますが、所管の方は財政課など市長部局になると思われませんが、財産利用の検討委員会等を設置しまして、その中に教育委員会からもメンバーとして入り、企業等への売却を視野にいれた活用方法等を検討していくという形になるかと思っております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、皆さんからなにかご質問ございませんか。

新留小学校は、休校措置・空き家状態になっているのですけれども、すでに廃校になっている大山小学校は、加治木産業という会社が入っています。すでに商業施設になっています。だから、廃校にして普通財産にして、市としては民間企業に使っていただく。そしてまた、従業員の雇用確保ということで交流もできる。でも、一旦廃校にしますと、もう二度と学校としては、再開できないわけですので、すべての住民の総意を出してくださいという。で

すから延び延びになっていたわけですね。反対する人もいたものですから。今回、住民の総意ということで陳情が出されたわけです。建物は平屋ですので、保育所みたいなものとか、デイケアのような福祉施設とか使い勝手のいい建物だと思います。まだ新しい建物です。平成4年建築ですから。

なにかご質問ありませんか

それではお諮りします。議案第33号「始良市立学校条例の一部を改正する条例に関する件」については、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第33号「始良市立学校条例の一部を改正する条例に関する件」については、可決されました。
最後の議案になりますけれども、次に日程第14議案第34号「令和2年度始良市一般会計補正予算（第4号）（教育費）に関する件」について議題とします。事務局のご説明お願いいたします。

事務局 （教育総務課長）はい。議案第34号「令和2年度始良市一般会計補正予算（第4号）（教育費）に関する件」について、ご説明いたします。今回の補正額の合計が3億289万3千円、補正後の額の合計が405億9,048万5千円になります。歳入についてですが、款15国庫支出金、項1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,365万6千円とありますが、このうち、753万円が移動図書館車の購入の補助金になります。目7教育費国庫補助金、節6教育費補助金、公立学校情報機器整備費補助金として6,732万円の補正です。これは、国の補正予算に伴う、児童生徒1人1台タブレット端末を整備するための補助金です。次に款16県支出金、目8教育権補助金、節3社会教育費補助金、みんな支える家庭教育推進事業補助金として50万の補正です。これにつきましては、令和2から4年度の「みんな支える家庭教育推進事業」のモデル市町村に指定されたための補助金となります。款21諸収入、目3雑入、節8教育雑入、コミュニティ助成事業助成金として1千万です。これは、宝くじのコミュニティ助成事業助成金として、移動図書館車の購入の助成金となります。次に歳出になります。教育関係の補正額が、款10教育費としまして補正額9,230万4千円、補正後の予算額が26億1,453万1千円となります。次に歳出の詳細になります。款10教育費、項1教育総務費、目2教育総務事務局費として、旅費の42万円の補正です。これは、学校教育課の前田次長、中熊先生と保健体育課の松元補佐の計3名の先生方の始良市への赴任旅費となります。次に同じく教育総務費の中の目3学校教育事務局費7,250万2千円の補正です。これは、先ほ

ど歳入でありました、公立学校情報機器整備費補助金を活用し、児童生徒に1人1台タブレット端末を整備するものです。内訳としましては、委託料32万円は、児童生徒1人1台端末整備に伴う教員向けの研修等を行う講師派遣委託料です。次にタブレット2,344台のリース料として7,218万2千円となっています。今回の補正対象は、小学5・6年生と中学1年生が対象です。項5社会教育費、目3図書館費で、備考購入費として1,753万円の補正です。これは、移動図書館車の購入費用です。歳入で説明しました、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金と宝くじのコミュニティ助成事業助成金を財源として購入するものです。次に項6保健体育費、目5学校給食費、調理等業務委託料として162万3千円です。これは、令和2年8月以降の加治木学校給食センターの調理業務委託について、プロポーザル方式により選定された「伊田食品株式会社」と業務委託を締結するにあたり、委託料が不足することから補正するものです。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 はい。ただいま、事務局の方から説明がありましたが、何かご質疑ございませんでしょうか

委員 はい。移動図書館車は買い替えになりますか。それとも更新するのでしょうか

事務局 (社会教育課長) 現在の図書館車は、平成9年に購入しておりまして、20年を経過しております。老朽化により修理も多くなってきていることから、今回買い替えを行います。リフト付きになり、車イスの方が車内に入り本を選ぶことができるようになります。

教育長 ほかにご質疑ございませんでしょうか。
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第34号「令和2年度始良市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に関する件」は、事務局からの報告のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第34号「令和2年度始良市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第15「事務連絡」に入ります。
会議の冒頭でお話ししましたが、臨時休業による授業日数が6.5日程度できなかったわけですが、学校では、これまでに月曜日の5時間授業を6時間と

したり、P T Aの事業を削ってなど授業時間の確保を工夫しています。もともと学校の授業時間の中で予備時間が 80 時間程度あるので、これで対処してはどうかということもありますが、今後のインフルエンザやコロナ第 2 波も考えると、今のうちに授業時間をしっかり確保しておきたいと。ですので、通常なら夏休みが 7 月 21 日から始まるのですが、7 月いっぱい授業をしたいと考えております。今後、組合とも話し合いご報告したいと思っております。最後になれば行事予定の確認を行います。教育総務課から順番にお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 以上、各課からの説明が終わりましたが、委員の皆様方からご質問はございますか。
他にございませんか
なければすべての議事を終わります。

全員 はい。

教育長 それでは、本日の議事をすべて終了します。お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和 2 年第 6 回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。